令和８年３月
(第32回)

南大隅町農業委員会
定例総会　議事録

令和８年３月26日（木曜日）

令和８年３月南大隅町農業委員会定例総会　議事録

１　開催日時　　令和 8 年 3 月 26 日（木曜日）　午前 9 時 00 分～午前 10 時 25 分

２　開催場所　　南大隅町役場　佐多支所

３　　（１）出席委員（11 人）

委　　員	１番	淵 脇　　耕 二
〃	２番	徳 留　　徳 次
〃	３番	田 淵　　哲 朗
〃	５番	溝 田　　耕 一
〃	６番	後　藤　　望
〃	７番	富 田　　良 成
〃	８番	吉 永　　一 雪
〃	９番	山 之 口　勝一
〃	１０番	川 田 原　　司
〃	１１番	北之口　洋一
〃	１２番	横 原　　洋 伸

４　農業委員会事務局職員

事務局長	木佐貫　公子
事務局書記	立切　駿矢
事務局会計年度任用職員	西原　真由美
佐多支所産業グループ	持留　明広

５　議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第１２９号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第１３０号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第１３１号　非農地証明願いに係る証明について
議案第１３２号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第１３３号　令和８年度最適化活動の目標の設定等について

６　会議の概要

議　長：　ただいまから、令和８年３月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は１１名です。１３番、橋口委員から欠席の届けがありました。よって１２名中１１名の出席ですので、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員については、１０名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第１４条第２項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　長：　それでは、２番の徳留委員と３番の田淵委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の立切氏と西原氏を指名致します。
以上で日程第１を終わります。

議　長：　次に、日程第２の議案の上程に入ります。
議案第１２９号　「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題と致します。
許可申請は８件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局：　農地法第３条の許可申請は、所有権の移転に関するものが８件でございます。

（１ページ議案第１２９号の議案書、２ページの集計表読み上げ）

受付番号１番の資料については、３ページから４ページです。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思います。
よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

８　番：　８番吉永です。申請地は〇〇団地の北東に位置し周辺の圃場もよく整備されていました。調査の意見といたしまして、申請人と譲渡人は兄弟であり、譲渡人は相続以来４０年ほど水稲等を作付けし、耕作しておりましたが、２０年前に脳梗塞を患い農作業が出来なくなり、それ以後譲受人が水稲を作付けしていました。譲渡人は後継者がいないため、譲渡人が健全なうちに贈与することとなり今回の申請となったものです。
取得後も今までと同様、水稲を作付け予定ですのでなんら問題ないと考えます。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の弥永推進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。
それでは、受付番号１番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号１番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１２９号　受付番号１番について､許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　全員賛成ですので、議案第１２９号　受付番号１番は許可することに決定いたします。

議　長：　次に議案第１２９号　受付番号２番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局：　受付番号２番の資料については、５ページから６ページです。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思います。
よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

３　番：　３番田淵です。３月１９日午後１時３０分から、〇〇農場担当者立会で田島推進委員と３人で調査しました。申請地は、〇〇公民館の北西側で南部開発の区域内にあります。周りはサツマイモや牧草畑です。団地は北西向きに傾斜していて上の畑とは１メートル程の段差があります。当該地はきれいに耕運された１枚畑でいつでも作付け出来る状況です。所有者の〇〇さんは〇〇出身ですが早くから〇〇市に居住しており、帰ってくる見込みもないことから今回の申請となりました。〇〇農場の担当者によると､ビワを植える予定だが苗の調達に少し時間がかかるので植え付けは少し先になるとのことでした。また管理や収穫のこともあるので高さは２メートルくらいにしかならないし､周りの畑のこともあるので少し控えて植えるとのことでなんら問題ないと考えます。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。
それでは､受付番号２番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号２番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。

全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１２９号　受付番号２番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長:　全員賛成ですので、議案第１２９号　受付番号２番は許可することに決定いたします。

議　長：　次に議案第１２９号　受付番号３番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局：　受付番号３番の資料については、７ページから８ページです。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思います。
よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

９　番：　９番山之口です。３月２２日午前１０時より田邉推進委員、〇〇氏と３人で現地調査を行いました。申請地は〇〇小学校より南東側約１キロメートルに位置し、〇〇海岸の近くです。この土地は昭和５０年代に基盤整備をした時に残置として町有地になったと伺っています。〇〇氏は現在、ばれいしょ、ブロッコリー、水稲等を栽培して農業を経営されており、なんら問題ないと考えます。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の田邉推進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。それでは、受付番号３番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号３番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１２９号　受付番号３番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長:　全員賛成ですので、議案第１２９号　受付番号３番は許可することに決定いたします。

議　長:　次に議案第１２９号　受付番号４番から５番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局：　受付番号４番から５番の資料については９ページから１１ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議　長：　受付番号４番に○○委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則第１２条の議事参与の制限により退室していただきます。

（○○委員退室）

議　長：　ここで、受付番号４番について担当委員の現地調査の報告を求めます。
簡潔にお願いします。

１　番：　１番淵脇です。３月１７日に申請人と田島推進委員で現地調査を行いました。申請地は○○の○○入口より北に約３００メートルに位置し、現在は牧草が作付けされ、管理状況は良好です。調査の意見としまして譲受人は２年前に新規就農し、父親と生産牛の多頭飼育をされている町の中核農家です。申請地はこれまで長年に渡り、借地として牧草を作付けして使用していましたが、今回売買の話が成立し、これまで通り牧草を作付けするとのことでなんら問題ないと思います。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の田島進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。
それでは､受付番号４番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号４番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１２９号　受付番号４番について､許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長:　全員賛成ですので､議案第１２９号　受付番号４番は許可することに決定いたします。

（○○委員入室）

議　長：　次に議案第１２９号　受付番号５番です。担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

３　番：　３番田淵です。３月１７日午後１時３０分から、申請人立ち合いで田島推進委員と３人で現地調査を行いました。申請地は〇〇の北側で周りに人家等はありません。町道から西に一段下がった畑には牧草が茂っており、刈り取り前でした。少し傾斜はあるものの、広い牧草畑には雑草も混じらずにきれいに管理されていました。申請人は今後も規模拡大を目指す青年で問題ないと考えます。

議　長：　ただ今、担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の田島進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。
それでは、受付番号５番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号５番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１２９号　受付番号５番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長:　全員賛成ですので、議案第１２９号　受付番号５番は許可することに決定いたします。

議　長：　次に議案第１２９号　受付番号６番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局：　受付番号６番の資料については１２ページから１４ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思います。
よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

１０番：　１０番川田原です。３月１９日午後１時３０分から推進委員の瀬戸山氏と申請人の〇〇氏で現地確認を行いました。今回の３条申請は、申請人の〇〇氏の父、〇〇氏が２年前に亡くなり、母親が県外の子供のところへ引っ越すことから相続を受けた財産を処分するものです。申請地の〇〇番は、〇〇小学校東側３００メートル位のところにあり、バレイショが作付けしてありました。戸柱の２筆については、〇〇地区の中央付近にあり、バレイショの収穫跡でした。現在、〇〇氏がバレイショを作付けしており、所有権移転後は申請人がバレイショを作付けする予定です。申請人は現在ピーマンを栽培しており、今年度からバレイショ栽培にも取り組んでいます。今後規模拡大していく予定であり、今回の３条申請につきましては問題ないと思われます。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の瀬戸山進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員：瀬戸山です。川田原委員の報告のとおりです。よろしくお願いいたします。

議　長：　よろしいですか。
それでは、受付番号６番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号６番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１２９号　受付番号６番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長:　全員賛成ですので、議案第１２９号　受付番号６番は許可することに決定いたします。

議　長：　次に議案第１２９号　受付番号７番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局：　受付番号７番の資料については１５ページから１７ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思います。
よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

８　番：　８番吉永です。申請地の〇〇の〇〇番、〇〇番については、〇〇団地内にあり、〇〇番については〇〇団地内、〇〇番は〇〇団地内にあり、田については耕作されているが、畑の２筆については現在１年ほど耕作されておりませんでした。調査の意見としまして譲渡人は相続したが、〇〇市に在住で帰郷し農業をする意思のないことから、インターネットに宅地、農地の売買を掲載し、インターネットをみた〇〇氏が購入することとなりました。取得後については〇〇氏が〇〇に居住し、野菜等を栽培するとのことでなんら問題ないと考えます。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の弥永推進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。
それでは、受付番号７番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。

受付番号７番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１２９号　受付番号７番について､許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長:　全員賛成ですので､議案第１２９号　受付番号７番は許可することに決定いたします。

議　長：　次に議案第１２９号　受付番号８番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局：　受付番号８番の資料については１８ページから２０ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思います。
よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

１０番：　１０番川田原です。令和８年３月１９日午後１時３０分から推進委員の瀬戸山氏と申請人の〇〇氏で現地確認を行いました。今回の３条申請は、申請人〇〇氏と〇〇氏が親戚関係であり、〇〇氏が県外に居住し、今後帰ってくる予定がないことから〇〇氏へ所有権移転するものです。申請地の〇〇番〇は、古里自治会内の〇〇氏の自宅前にあり耕作放棄地となっていました。今後は、〇〇氏が除草後に耕運するとのことでした。〇〇番〇については、〇〇自治会から南側に５００メートル位の耕地整備された水田地帯にあり、きれいに耕運されていました。〇〇については、これまで相対で〇〇氏がバレイショを作付けしておりましたが､今後は〇〇氏が稲作を行うとのことでした。〇〇番と〇〇番〇、〇〇番〇及び〇〇番〇は、〇〇地区の中央付近にあり、〇〇と〇〇は牧草が作付けされており今後も牧草を作付けし、〇〇については、バレイショの収穫後で今後もバレイショを作付けする予定とのことでした。〇〇氏は、〇〇地区でも稲作等を主に作付けされており､今回の３条申請については問題ないものと思われます。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の瀬戸山進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。
それでは､受付番号８番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号８番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１２９号　受付番号８番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長:　全員賛成ですので、議案第１２９号　受付番号８番は許可することに決定いたします。

議　長：　次に、議案第１３０号　「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題と致します。許可申請は１件です。事務局より説明を求めます。

事務局：　それでは、２１ページの議案第１３０号の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

（２１ページ　議案第１３０号の議案書の読み上げ）

資料については２２ページから２９ページまででございます。
転用目的は牛舎とのことです。それぞれお目通しください。なお、農地の区分及び地域計画、転用目的、計画実行の為の資金は問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議　長:　ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、私の担当地区ですので、報告いたします。
１月の定例総会で農振の用途区分変更がありましたが、その際に説明した通りであります。牛舎建設に伴うものでありなんら問題ないと思います。

議　長：　ただ今、事務局の説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の石走推進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。
それでは、受付番号１番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号１番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１３０号　受付番号１番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長:　全員賛成ですので､議案第１３０号　受付番号１番は許可することに決定いたします。

議　長：　次に、議案第１３１号　「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。
申請件数は３件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局：　それでは、３０ページの議案第１３１号の議案書をご覧下さい。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は３件です。

（３０ページ　議案第１３１号の議案書の読み上げ）

受付番号１番の資料については、３１ページから３３ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

５　番：　５番溝田です。３月１７日９時から岩下推進委員と現地調査を行いました。申請地は○○線沿いで○○の東側に位置し、２０年以上前から○○が駐車場として使用しています。申請人は現在○○市に在住です。今後、申請地を耕作する予定もなく、また畑に戻すのも困難でありますので非農地として妥当だと思います。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の岩下推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員：野村です。写真を見れば１筆にみえますがもともと申請地周辺も畑ですか。
申請地のみ畑ですか。

５　番：　５番溝田です。昔は畑でしたが２０年以上前から申請地も耕作されずに駐車場として使われてありました。

推進委員：野村です。○○が地目変更して購入されるところですか。

事務局：　○○が今まで宅地だと思い、借りていたが整理をした際に畑であることが分かったところであります。すぐに農業委員会に相談に来て、２０年以上経っていますし、このままであれば違反転用になりますので､登記地目を変更し今後も駐車場として活用していくとのことです。２０年以上経っていますし畑に戻すのも容易ではないので今回の申請になりました。

１２番：　写真を見ると車が停まっているが、今も駐車場として活用しているのですか。

事務局：　はい。そうです。

議　長：　よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思いま

す。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号１番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１３１号　受付番号１番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　全員賛成ですので、議案第１３１号　受付番号１番は、非農地として承認することに決定いたします。

議　長：　次に受付番号２番です。事務局より説明をお願いします。

事務局：　受付番号２番の資料については、３４ページから３６ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

８　番：　８番吉永です。申請地は、〇〇の西３００メートル位の〇〇団地に位置し、〇〇町が４０年くらい前に運営していた〇〇工場の、のこくず置き場として利用されていました。〇〇工場の閉鎖後は近くの建設会社の資材置き場として利用していたが現在は更地になっておりますが、〇〇工場時の、のこくず置き場のためアスファルト舗装されていることや、長年農地として利用していません。申請人も〇〇市に居住しており、帰郷する見込みもないことから今回の申請は問題ないと考えます。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の弥永推進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号２番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１３１号　受付番号２番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　全員賛成ですので、議案第１３１号　受付番号２番は、非農地として承認することに決定いたします。

議　長：　次に受付番号３番です。事務局より説明をお願いします。

事務局：　受付番号３番の資料については、３７ページから４２ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしくお願いします。

議　長：　ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

８　番：　８番吉永です。申請地はいずれも６０年くらい前に杉を植林し、杉林となっております。〇〇番〇だけは、〇〇港の西隣の小高い山の中腹にあり、以前は一部に住宅がありましたが、現在は取壊し、更地になっております。すべての土地について長年耕作されず山林化していることから非農地証明は問題ないと思います。

議　長：　ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の弥永推進委員、何かご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号３番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１３１号　受付番号３番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　全員賛成ですので、議案第１３１号　受付番号３番は、非農地として承認することに決定いたします。

議　長：　次に、議案第１３２号　「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：　町長より農用地利用集積等促進計画案に係る意見を求められておりますので、説明します。

（４３ページ　議案第１３２号の議案書の読み上げ）

４４ページの総括表をご覧ください。（総括表の読み上げ）
４５ページから５４ページの促進計画案については、それぞれ御目通しください。
また、その他資料に○○さん、○○さんの集積地図がございますので、御目通しください。よろしくお願いします。

議　長：　５番から６番に○○委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則第１２条の議事参与の制限により退室していただきます。

（○○委員退室）

議　長：　まず、議案第１３２号のうち５番から６番について質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第１３２号のうち５番から６番の促進計画案について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、異議なしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１３２号のうち５番から６番について、促進計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　全員賛成ですので、議案第１３２号のうち５番から６番は促進計画案のとおり決定いたします。

（○○委員入室）

議　長：　次に議案第１３２号のうち１番から４番、７番から７４番について質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第１３２号のうち１番から４番、７番から７４番の促進計画案について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　ありがとうございました。
全推進委員、異議なしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１３２号のうち１番から４番、７番から７４番について、促進計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　全員賛成ですので、議案第１３２号のうち１番から４番、７番から７４番は、促進計画案のとおり決定いたします。

議　長：　次に、本日の追加議案とします、議案第１３３号　令和８年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局：　本日、お配りしております追加議案資料の１ページの議案第１３３号の議案書をご覧下さい。

（１ページ　議案第１３３号の議案書の読み上げ）

農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標の設定等の検討を行うこととなっており提案するものであります。それでは資料を説明いたします。

（説明）

議　長：　これより、質疑に入ります。事務局からの令和８年度最適化活動の目標の設定等に関する説明について、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様で、ご意見のある方は挙手をお願いします。ご意見、ご質問などありませんか。

（質問、意見なし）

議　長：　よろしいですか。それでは採決いたします。本件については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで採決いたします。議案第１３３号　令和８年度最適化活動の目標の設定等について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長：　全員賛成ですので、議案第１３３号　令和８年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決定いたします。

議　長：　以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

８　番：　吉永です。相続放棄を最近多く聞くようになりましたが、相続放棄について教えていただけますでしょうか。

事務局：　事務局では相談があった際は、司法書士会の無料相談を案内しております。
また、国庫帰属の相談がきた際は管轄の法務局は鹿屋ですが、国庫帰属は、鹿児島市の法務局が担当になります。

（相続放棄、国庫帰属の概要説明）

事務局：　先月の総会時に質問がありました、バレイショの共済保険の加入人数ですが１７人加入しているとのことでした。また、別件ですが、遊休農地等が周りにあり、除草作業などの問い合わせがあれば事務局まで連絡をお願いします。所有者へ手紙で通知致します。

事務局：　その他、４月の行事予定について
申請書の締め切りを、令和８年度から前月の月末締めに変更します。

議　長：　よろしいですか。
以上をもちまして、令和８年３月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会　会長　　橋口　初男

南大隅町農業委員会　委員

南大隅町農業委員会　委員